

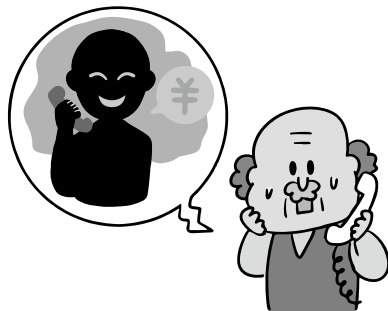
## 消費生活センターにご相談ください

消費豆知識 112

### 老人ホームなどの「入居権を譲って」という電話は詐欺です

**事例** 介護施設運営会社を名乗って「新たに介護施設ができる。県内在住のあなたには入居権がある」と電話があつた。「必要ありません」と断ると「それなら、他県に住む男性に権利を譲ってあげてほしい」と言われたので承諾した。後日、弁護士を名乗る人から電話があり「あなたは入居するつもりがないのに申し込んだので犯罪だ。違反金500万円支払わないと逮捕され刑務所に入ることになる」と言われた。お金を用意しなければならぬ。

・実在する企業名などを名乗り「高齢者施設の入居権を譲ってあげてほしい」などと持ち掛ける不審な電話がかかってきたという相談が寄せられています。  
このような電話は詐欺です。相手にせず、すぐに電話を切ってください。  
・話を聞いてしまうと、さまざまなお金要求を要求されます。一度支払ってしまうと取り戻すことは困難です。不安に感じても、話をうのみにせず、絶対にお金を払わないでください。  
・少しでも疑問や不安を感じた場合には消費生活センター等にご相談ください。



▼相談日時 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）

午前9時～正午、午後1時～4時

▼相談場所 上三川町消費生活センター（役場1階 地域生活課内）

▼相談専用電話番号 ☎ 9153

まずは、お電話を。消費者ホットライン188でもつながります。

## 上三川ごぼれ話 第2話 菊花紋章の謎

今を遡ること48年前、昭和49（1974）年5月6日、一棟の建物が火災で焼失してしまう出来事がありました。この建物は、上三川町の庁舎（現在の「上三川小学児童クラブのある場所」）でした。昭和30（1955）年、上三川町・本郷村・明治村が合併した当初、新たな上三川町はこの旧上三川町の庁舎をそのまま役場として使用していました。その後、業務や職員の増加に伴って手狭になったことから、昭和34年に新庁舎（現在の町立図書館のある場所）を建設しました。

以後、旧庁舎は共済組合などの事務所として使用されていましたが、冒頭のとおり火災で焼失してしまいました。この旧庁舎は、明治26（1893）年に建築された町内唯一の木造洋風建造物であり、民俗資料館として活用することを考えていた矢先のことでした。

さて、この旧庁舎の屋根に葺かれていた瓦には16弁の菊花紋章が使用されていました。これは現在の皇室の紋章であり、慶応4（1868）年に太政官布告で一般の使用が差し止められ、さらには伊勢神宮などいくつかの神社以外には使用できなくなりました。

明治26年に建てられたこの建物の屋根瓦に、なぜ16弁菊花紋章が使われていたのか見当もつきませんが、この瓦は上三川の地で作られたものといわれています。

※ちなみに現在の庁舎は、昭和55年7月に建てられました。



菊花紋章の瓦

▼問い合わせ先 生涯学習課 生涯学習係 ☎ 9159